

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 3 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

消食基第309号
令和8年7月3日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和8年内閣府告示第77号）が本日告示され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和8年内閣府告示第77号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬アフィドピロペン、農薬グルホシネート、動物用医薬品ジニトルミド、
農薬フェリムゾン、農薬ペントキサゾン及び農薬メピコートクロリド

第2 施行期日

1 改正後の残留基準値の適用について

告示の日（令和8年7月3日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和9年7月3日）から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬等	食品
アフィドピロペン	小麦
グルホシネート	米（玄米をいう。）、小麦、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、クレソン、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎ、にんにく、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、ほうれんそう、未成熟えんどう、えだまめ、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実
ジニトルミド	その他の家きんの脂肪
ペントキサゾン	米（玄米をいう。）
メピコートクロリド	大麦及びなたね

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、残留の規制対象を変更することとしているもの（「第3運用上の注意」1参照）については、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。なお、改正前のジニトルミドについては、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するものとして、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこととしていたが、今回の改正に当たり、食品安全委員会の評価及び食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議等を踏まえ、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当しないものとする。
- (2) 今回残留基準値を設定する「アフィドピロペン」の規制対象は、アフィドピロペンとすること。
 なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「グルホシネート」の規制対象は、グルホシネート（代謝物Z【N-アセチル-グルホシネート】を含む。）及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】とすること。ただし、代謝物Bは、グルホ

シネートの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (4) 今回残留基準値を設定する「ジニトルミド」の規制対象は、ジニトルミド及び代謝物3-ANOT【3-アミノ-5-ニトロ-*o*-トルアミド】とすること。

なお、改正前の残留の規制対象は、ジニトルミドであること。

- (5) 今回残留基準値を設定する「フェリムゾン」の規制対象は、農産物及び魚介類にあつては、フェリムゾン及び代謝物B【(E)-2-メチルアセトフェノン(4,6-ジメチルピリミジン-2-イル)ヒドラゾン】とし、畜産物にあつては、フェリムゾンとすること。ただし、代謝物Bはフェリムゾンの濃度に換算すること。

なお、改正前の残留の規制対象は、フェリムゾン及び代謝物Bの和であること。

- (6) 今回残留基準値を設定する「ペントキサゾン」の規制対象は、ペントキサゾンとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (7) 今回残留基準値を設定する「メピコートクロリド」の規制対象は、メピコートクロリドとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

残留基準値を改正する農薬等であつて、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合にあつては、別に規定する場合を除き、「すいか(果皮を含む。）」、「メロン類果実(果皮を含む。）」、「まくわうり(果皮を含む。）」、「みかん(外果皮を含む。）」、「びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも(果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー(果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準(0.01 ppm)を適用すること。

別紙

農薬アフィドピロペン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	● 0.1	0.2
その他の穀類	0.2	0.2
大豆	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01	0.01
こんにやくいも	0.01	0.01
その他のいも類	0.01	0.01
てんさい	0.02	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
かぶ類の葉	5	5
クレソン	5	5
はくさい	5	5
キャベツ	0.5	0.5
芽キャベツ	0.5	0.5
ケール	5	5
こまつな	5	5
きょうな	5	5
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜	5	5
チコリ	2	2
エンダイブ	2	2
しゅんぎく	2	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	3	3
その他のゆり科野菜	2	2
パセリ	5	5
セロリ	3	3
みつば	2	2
その他のせり科野菜	3	3
トマト	0.2	0.2
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	○ 2	0.2

農薬アフィドピロペン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
しろうり	0.7	0.7
すいか（果皮を含む。）	0.7	0.7
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7	0.7
まくわうり（果皮を含む。）	0.7	0.7
その他のうり科野菜	0.7	0.7
ほうれんそう	2	2
オクラ	0.2	0.2
しょうが	0.01	0.01
その他の野菜	3	3
みかん（外果皮を含む。）	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	0.2	0.2
レモン	0.2	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.2	0.2
グレープフルーツ	0.2	0.2
ライム	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2
りんご	0.03	0.03
日本なし	0.03	0.03
西洋なし	0.03	0.03
マルメロ	0.03	0.03
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.03	0.03
もも（果皮及び種子を含む。）	0.03	0.03
ネクタリン	0.03	0.03
あんず（アプリコットを含む。）	0.03	0.03
すもも（プルーンを含む。）	0.03	0.03
うめ	0.02	0.02
おうとう（チェリーを含む。）	0.03	0.03
いちご	0.2	0.2
その他の果実	0.2	0.2
綿実	0.08	0.08
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01

農薬アフィドピロペン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	○ 2	
その他のスパイス	0.2	0.2
その他のハーブ	5	5
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.3	0.2
豚の肝臓	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.2
牛の腎臓	○ 0.3	0.2
豚の腎臓	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.2
牛の食用部分	○ 0.3	0.2
豚の食用部分	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.3	0.2
乳	0.001	0.001
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.02	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.01
鶏の腎臓	○ 0.02	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.01
鶏の食用部分	○ 0.02	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.01
鶏の卵	○ 0.03	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.03	0.01
はちみつ	○ 0.05	
りんご（果皮を除き、乾燥させたもの）	○ 0.02	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬グルホシネート（除草剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.2	0.3
小麦	● 0.04	0.2
大麦	0.5	0.5
とうもろこし	0.1	0.1
そば	0.3	0.3
大豆	2	2
小豆類	● 0.2	0.3
えんどう	● 0.2	0.3
そら豆	● 0.2	0.3
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類	● 0.2	0.3
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.1	0.3
かんしょ	● 0.04	0.1
やまいも（長いものをいう。）	0.2	0.2
こんにやくいも	0.2	0.2
てんさい	2	2
さとうきび	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.3	0.3
かぶ類の根	0.1	0.1
かぶ類の葉	0.1	0.1
クレソン	●	0.3
はくさい	● 0.03	0.1
キャベツ	● 0.03	0.1
ブロッコリー	● 0.03	0.1
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.4	0.4
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	● 0.1	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.1	0.1
にんにく	● 0.1	0.3
にら	0.1	0.1
アスパラガス	0.4	0.4
わけぎ	○ 0.1	
その他のゆり科野菜	○ 0.1	0.05
にんじん	0.1	0.1

農薬グルホシネート（除草剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パセリ	0.7	0.7
セロリ	● 0.04	0.2
みつば	● 0.1	0.2
その他のせり科野菜	● 0.1	0.3
トマト	● 0.03	0.1
ピーマン	● 0.03	0.1
なす	● 0.03	0.1
その他のなす科野菜	0.1	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.03	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.3	0.3
その他のうり科野菜	0.1	0.1
ほうれんそう	● 0.03	0.1
たけのこ	0.2	0.2
オクラ	0.1	0.1
しょうが	0.3	0.3
未成熟えんどう	● 0.03	0.1
未成熟いんげん	0.05	0.05
えだまめ	● 0.1	0.2
その他の野菜	0.3	0.3
みかん（外果皮を含む。）	● 0.05	0.2
なつみかんの果実全体	● 0.05	0.2
レモン	● 0.05	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.05	0.2
グレープフルーツ	● 0.05	0.2
ライム	● 0.05	0.2
その他のかんきつ類果実	● 0.05	0.2
りんご	0.1	0.1
日本なし	0.1	0.1
西洋なし	0.1	0.1
マルメロ	0.1	0.1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.1	0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2	0.2
ネクタリン	0.2	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2

農薬グルホシネート（除草剤）（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.3	0.3
いちご	0.3	0.3
ラズベリー	0.1	0.1
ブラックベリー	0.01	0.01
ブルーベリー	0.1	0.1
クランベリー	0.01	0.01
ハックルベリー	0.1	0.1
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.2	0.2
かき	0.1	0.1
バナナ	0.2	0.2
キウイ（果皮を含む。）	0.6	0.6
パパイヤ	0.1	0.1
アボカド	0.1	0.1
パイナップル	0.1	0.1
グアバ	0.1	0.1
マンゴー	0.1	0.1
パッションフルーツ	0.1	0.1
なつめやし	0.1	0.1
その他の果実	0.2	0.2
ひまわりの種子	○ 0.05	
ごまの種子	0.1	0.1
綿実	○ 15	5
なたね	2	2
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	0.3	0.3
コーヒー豆	0.1	0.1
ホップ	○ 0.9	0.2
その他のスパイス	0.5	0.5
その他のハーブ	0.5	0.5
牛の筋肉	0.2	0.2

農薬グルホシネート（除草剤）（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.4	0.4
豚の脂肪	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4
牛の肝臓	6	6
豚の肝臓	6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	6
牛の腎臓	6	6
豚の腎臓	6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6	6
牛の食用部分	6	6
豚の食用部分	6	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	6
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	0.2	0.2
その他の家きんの筋肉	0.2	0.2
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.6	0.6
その他の家きんの肝臓	0.6	0.6
鶏の腎臓	0.6	0.6
その他の家きんの腎臓	0.6	0.6
鶏の食用部分	0.6	0.6
その他の家きんの食用部分	0.6	0.6
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

動物用医薬品ジニトルミド（抗原虫薬）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	○ 3	0.1
その他の家きんの筋肉	3	3
鶏の脂肪	2	2
その他の家きんの脂肪	● 2	3
鶏の肝臓	○ 6	0.1
その他の家きんの肝臓	○ 6	4
鶏の腎臓	6	6
その他の家きんの腎臓	6	6
鶏の食用部分	6	6
その他の家きんの食用部分	6	6

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 改正前のジニトルミドについては、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するものとして、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこととしていたが、今回の改正に当たり、食品安全委員会の評価及び食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議等を踏まえ、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当しないものとする。

農薬フェリムゾン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 3	2
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
魚介類	0.5	0.5

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬ペントキサゾン（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.01	0.05
その他の穀類	0.05	0.05
魚介類	0.08	0.08

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬メピコートクロリド（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	3	3
大麦	● 3	4
ライ麦	3	3
その他の穀類	3	3
ぶどう	○ 6	5
綿実	○ 40	2
なたね	● 3	4
牛の筋肉	0.09	0.09
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.09	0.09
牛の脂肪	0.06	0.06
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06	0.06
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.8	0.8
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.8
牛の食用部分	0.8	0.8
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.8
乳	0.06	0.06
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

- ※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)
●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類(にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。)、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。